

令和6年度 建設業法等研修会

(1) 法令遵守について

令和5年度下請取引等実態調査の結果概要

(2) 監督処分について

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

(1) 法令順守について

▶下請取引等実態調査とは…

国土交通省と中小企業庁では建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引等の適正化を図るため、下請け取引等の実態を把握するとともに、建設業法等に照らし適正でない取引実態が見受けられる建設業者に対する指導等を通じて取引の適正化を図っている。

令和5年度下請取引等実態調査の結果

調査概要（和歌山県）

- ◇調査対象：建設業者 **106**業者（和歌山県知事許可）
- ◇調査方法：郵送による書面調査（令和5年7月26日～令和5年10月23日）
- ◇調査対象期間：令和4年7月1日～令和5年6月30日における取引
- ◇調査内容：元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人との間の取引の実態等、見積方法（法定福利費、労務費、工期）、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況等
- ◇回収業者数：**78**業者、回収率**73.5%**（全国：**77.1%**）
- ◇集計対象業者数：**76**業者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（**2**業者）を除いた者）

(1) 建設業法の遵守状況

- 建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（63業者）のうち「建設業法に基づく指導を行う必要がない」と認められる建設業者（適正回答業者）は、2業者（適正回答業者率：3.2%）（全国：7.5%）。
- このうち、適正回答率が低い調査項目は「見積提示内容」（14.3%）、「下請負人に対する指導率」（39.7%）「契約方法」（55.6%）が見受けられた。

・見積提示内容

下請負人に見積依頼をする際、あらかじめ下請負人が適正な見積を行うことができるよう、建設業法に定められた契約書に記載すべき15項目のうちの「請負代金の額」を除いた以下の14項目についてできる限り具体的な内容を提示しなければならない。（建設業法第20条第4項）

- ①工事内容
- ②工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③工事を施工しない日または時間帯の定めをするときは、その内容
- ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

- ⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更（例：単品スライド条項等）
- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任または当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法

・下請負人に対する指導率

元請負人は、請け負った工事の全般について、下請負人よりも広い責任や権限を持っている。

この責任・権限に基づき元請負人が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請負人の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、**下請負人**（直接の下請負人だけでなく当該工事に携わるすべての下請負人が対象）**に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。**（建設業法第24条の7）

・契約方法

下請契約の際、注文書・請書のみでの契約締結は建設業法第19条第1項違反となる。

注文書・請書の交換により請負契約を締結する際は、一定の要件を満たした注文書・請書により契約すること（電子契約を含む。）。

➔ 一定の要件を満たした注文書・請書による契約とは、以下を満たすもの。

- ①注文書・請書には工事内容・下請代金の額・下請工事の工期等を記載し、それ以外の法定項目を記載した基本契約書を取り交わしていること
- ②注文書・請書には工事内容・下請代金の額・下請工事の工期等を記載し、それ以外の法定項目を記載した契約約款を注文書・請書に添付又は印刷していること

※なお、基本契約書及び注文書・請書は署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(2) 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

○元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は**0%**（全国：**1.6%**）。

〈参考〉

全国で元請負人から不当なしわ寄せを受けた内容のうち、主なものは、「指値による契約」（**15.9%**）、「追加・変更契約の締結を拒否」（**14.0%**）、「工事着手後に契約」（**11.5%**）、「下請代金の不払い」（**11.5%**）。

(3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

○発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は**0%**（全国：**1.0%**）。

〈参考〉

全国で発注者から不当なしわ寄せを受けた内容のうち、

主なものは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」（**15.7%**）、「追加・変更契約の締結を拒否」（**14.2%**）、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」（**12.7%**）、「指値による契約」（**9.7%**）。

(5) 工期又は請負代金の変更について

○追加工事、数量変更、資材高騰価格の高騰による工期又は請負金額の変更が生じた場合に、「該当の工事はあるが、追加・変更契約を行っていない」元請負人は**15.9%**（全国：**11.8%**）。

→当初契約に含まれない工事内容や工事の延長等の変更が必要になった場合は、追加・変更工事の着手前に書面による追加・変更契約を行わなければならない。（建設業法19条第2項）

(6) 下請契約の追加・変更契約について

○下請負元請負人から資材等価格の高騰による工期または請負代金の額の変更交渉があった際、「両方認めている」元請負人は、**88.8%**（全国：**87.8%**）。

ほとんどの場合で変更を認めています、**「変更を認めていない」**業者も一部見受けられた。

(2) 監督処分について

建設業法違反

その他の法令違反

不誠実な行為

等

監督処分の対象

指示処分

建設業法第28条第1項

法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的に取るべき措置を命ずる行政命令。

営業停止処分

建設業法第28条第3項

1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令。
指示処分では十分ではない場合や、指示処分に従わない場合に行われる。

許可取消処分

建設業法第29条、第29条の2

建設業者が有する建設業の許可を取り消す。
許可要件を満たさなくなった場合や、重大な不正行為を行った場合に行われる。

営業の禁止

建設業法第29条の4第1項

処分対象が法人：法人の役員等※
処分対象が個人：その者及び相当の
責任を有する支配人

営業停止処分

営業の停止を命ずる期間と同じ期間を定めて新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止する。

許可取消処分

取り消される建設業について5年間、新たに営業を開始することを禁止する。

公表

- 監督行政庁で「監督処分簿」を備え付け、閲覧に供する。
- 県報登載
- 報道機関に情報提供する場合もある。

※役員等：取締役、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対して取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれる。

直近の改正

「和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」

廃棄物処理法違反

令和4年6月13日施行

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合

営業停止
7日以上

それ以外の役職員が刑に処せられた場合

営業停止
3日以上

対応が厳格化

+ 宅地造成及び特定盛土等規制法違反

令和5年5月26日施行

営業停止
15日以上

営業停止
7日以上

建設業法、その他関連法令の趣旨
をご理解のうえ、
遵守及び適切な運用をお願いします。

